

特定非営利活動法人 地域づくりサポートネット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 地域づくりサポートネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区紺屋町15番4号に置く。

2 この法人は、従たる事務所を静岡県浜松市中区板屋町527番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域づくりを行う個人又は団体及び行政に対して、地域づくりの専門的な知識、技術、経験を活かし、住民の立場に立って協働のまちづくりを進めるための相談・調整・提案・交流・研修・研究・情報提供に関する事業を通じて、人づくり、組織づくり、地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動（別表第3号）
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は、活動に関する連絡、助言又は援助の活動（別表第12号）

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 地域づくりの人材育成に関する事業
 - 地域づくりの交流及び普及啓発に関する事業
 - 地域づくりの各種相談・調整・提案に関する事業
 - 地域づくりの情報提供に関する事業
 - 地域づくりの調査・研究等に関する事業
 - その他目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この会の目的に賛同し、資金を提供しこの会の活動を支えることのできる個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 地域づくりに関わる業務又は、当法人の組織運営に関わることができるもの
 - (2) 当法人の定款の遵守及び業務上の守秘義務を果たすことができるもの
 - (3) 当法人の目的に賛同し、報酬に関わらず業務を実行できるもの
- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名

- (2) 副代表理事 1名以上3名以内
 - (3) 理事（代表理事及び副代表理事を含む。）5名以上15名以内
 - (4) 監事 2名
- （役員を選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（役員職務）

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員任期等）

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員 の 報 酬 等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総 会

(総 会 の 種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総 会 の 構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総 会 の 権 能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総 会 の 開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等により招集の請求があつ

たとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 3 2 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 3 3 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面等により招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 5 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 3 4 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 3 5 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 3 6 条 理事会における議決事項は、第 3 4 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 3 7 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 アドバイザー及びアドバイザー会議

(アドバイザー)

第39条 この法人に対し、この法人の活動全般に関する進言を受けるために、アドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、総会の議決により5人以上30人以内とし、代表理事がこれを任命する。
- 3 アドバイザーは、役員を兼ねることが出来ない。
- 4 アドバイザーは、当法人の会員以外のからの選任をさまたげない。
- 5 アドバイザーには、第16条、第18条、第19条第2項、第3項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「アドバイザー」と読み替える。
- 6 アドバイザーは、理事会の議決権を有しない。

(アドバイザー会議)

第40条 アドバイザー会議は、アドバイザーをもって構成する。

- 2 アドバイザー会議は、代表理事の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- 3 アドバイザー会議は、代表理事が書面等をもって招集する。
- 4 アドバイザー会議の議長は、アドバイザー会議において互選する。
- 5 アドバイザー会議の議事は、アドバイザー総数の過半数が出席し、出席アドバイザーの過半数をもって決する。
- 6 議長は、アドバイザー会議の議事について、議事録を作成し、出席したアドバイザーのうちその会議において、互選された議事録署名人2名以上が、署名または記名捺印し、これを保存しなければならない。

第8章 顧問

(顧問)

第41条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において人選し、代表理事が任命する。
- 3 顧問は、役員を兼ねることが出来ない。
- 4 顧問は、当法人の会員以外のからの選任をさまたげない。
- 5 顧問には、第16条、第18条、第19条第2項、第3項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替える。
- 6 顧問は、理事の要請に応じ、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 顧問は、理事会の議決権を有しない。

第9章 委員会

(委員会)

第42条 この法人は、企画及び業務の推進のために、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する規定は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 資産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、

毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第11章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、静岡新聞に掲載して行う。

第13章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員の年会費

一般個人会員	1口5,000円を1口以上
団体会員	1口5,000円を2口以上
学生会員	1口2,000円を1口以上

(2) 賛助会員の年会費

個人・任意団体・特定非営利活動法人等	1口5,000円を1口以上
営利企業・公益法人・自治体	1口5,000円を2口以上

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年6月30日までとする。

別 表

特定非営利活動の種類

第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第5号	環境の保全を図る活動
第6号	災害救援活動
第7号	地域安全活動
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
第9号	国際協力の活動
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第11号	子どもの健全教育を図る活動
第12号	前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動